

【案】「家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて」新旧対照表 (下線部が変更点)

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">こ 成 環 第 191号 こ 支 家 第 340号 令 和 6 年 6 月 3 日</p> <p style="text-align: center;"><u>【一部改正】こ成環第〇〇〇号</u> <u>こ支家第〇〇〇号</u> <u>令和7年〇月〇日</u></p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 長 こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて</p> <p>令和4年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)の施行に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の18第2項の規定により、市町村は、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができるこ</p>	<p style="text-align: right;">こ 成 環 第 191号 こ 支 家 第 340号 令 和 6 年 6 月 3 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 各 中 核 市 市 長 殿 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長</p> <p style="text-align: center;">こ ど も 家 庭 庁 成 育 局 長 こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて</p> <p>令和4年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)の施行に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の18第2項の規定により、市町村は、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、勧奨及び支援を行っても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、家庭支援事業による支援を提供することができるこ</p>

改正後	現 行
<p>ととなった。</p> <p>当該規定に基づき、措置により家庭支援事業を実施した場合の費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等国庫負担金（以下「措置費」という。）により支弁することとしたことを踏まえ、措置による家庭支援事業の支弁基準額等の取扱いについて下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p> <p>については、各都道府県知事におかれては、管内の市（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く。特別区を含む。）及び町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>この通知は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の第3及び第5で別に定めることとされている、措置による家庭支援事業の支弁基準額及び徴収金の考え方について定めることを目的とする。</p> <p>1. 措置の検討及び決定等について 家庭支援事業における措置の検討及び決定等については、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日こ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）第3章2節5項「家庭支援事業の利用勧奨・措置について」を参照すること。</p> <p>2. 支弁額及び経費の使途について 家庭支援事業の措置に係る費用の支弁基準額及び対象経費については次の別表で定めるとおりとする。</p> <p>(別表) 措置費における単価算出表（年額）</p>	<p>ととなった。</p> <p>当該規定に基づき、措置により家庭支援事業を実施した場合の費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等国庫負担金（以下「措置費」という。）により支弁することとしたことを踏まえ、措置による家庭支援事業の支弁基準額等の取扱いについて下記のとおり定めたので、その適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。</p> <p>については、各都道府県知事におかれては、管内の市（指定都市、中核市、児童相談所設置市を除く。特別区を含む。）及び町村の長への周知につきご配慮願いたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>この通知は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の第3及び第5で別に定めることとされている、措置による家庭支援事業の支弁基準額及び徴収金の考え方について定めることを目的とする。</p> <p>1. 措置の検討及び決定等について 家庭支援事業における措置の検討及び決定等については、「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日こ成母第142号・こ支虐第147号こども家庭庁成育局長・こども家庭庁支援局長連名通知）第3章2節5項「家庭支援事業の利用勧奨・措置について」を参照すること。</p> <p>2. 支弁額及び経費の使途について 家庭支援事業の措置に係る費用の支弁基準額及び対象経費については次の別表で定めるとおりとする。</p> <p>(別表) 措置費における単価算出表（年額）</p>

改正後			現行		
事業名	算出方法	対象経費	事業名	算出方法	対象経費
子育て短期支援事業	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 (1) 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>13,410円</u> (2) 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>7,300円</u> (3) 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × <u>1,940円</u> 2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 (1) 夜間養護事業 ① 基本分 年間延べ日数 × <u>1,650円</u> ② 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,650円</u> (2) 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>3,310円</u>	子育て短期支援事業の実施に必要な経費	子育て短期支援事業	1 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 (1) 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × <u>12,850円</u> (2) 2歳以上児 年間延べ日数 × <u>6,840円</u> (3) 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × <u>1,800円</u> 2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 (1) 夜間養護事業 ① 基本分 年間延べ日数 × <u>1,300円</u> ② 宿泊分 年間延べ日数 × <u>1,300円</u> (2) 休日預かり事業 年間延べ日数 × <u>3,010円</u>	子育て短期支援事業の実施に必要な経費
養育支援訪問事業	1 専門的相談支援の実施 年間延べ訪問数 × 8,000円 2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 年間延べ訪問数 × 10,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費	養育支援訪問事業	1 専門的相談支援の実施 年間延べ訪問数 × 8,000円 2 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施 年間延べ訪問数 × 10,000円	養育支援訪問事業の実施に必要な経費
一時預かり事業	年間延べ利用児童数 × <u>5,460円</u>	一時預かり事業の実施に必要な経費	一時預かり事業	年間延べ利用児童数 × <u>4,920円</u>	一時預かり事業の実施に必要な経費
子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用時間数 × <u>3,140円</u> 年間延べ利用件数 × 1,860円	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費	子育て世帯訪問支援事業	年間延べ利用時間数 × <u>3,000円</u> 年間延べ利用件数 × 1,860円	子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な経費
児童育成支援拠点事業	年間延べ利用日数 × 795円	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費	児童育成支援拠点事業	年間延べ利用日数 × 795円	児童育成支援拠点事業の実施に必要な経費

改正後			現 行		
業			業		
親子関係形成支援事業	年間延べ利用回数 × <u>4,500円</u>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費	親子関係形成支援事業	年間延べ利用回数 × <u>4,420円</u>	親子関係形成支援事業の実施に必要な経費
<p>3. 家庭支援事業の措置に係る徴収金について</p> <p>法第56条第2項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされているが、支援を要する家庭に適切に支援が行き届くよう、費用徴収を行わずとも差支えない。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めた場合は、市町村で事業ごとに設定している利用料を超えない範囲で徴収する。</p>			<p>3. 家庭支援事業の措置に係る徴収金について</p> <p>法第56条第2項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者からその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされているが、支援を要する家庭に適切に支援が行き届くよう、費用徴収を行わずとも差支えない。ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めた場合は、市町村で事業ごとに設定している利用料を超えない範囲で徴収する。</p>		

【案】「子育て世帯訪問支援事業の実施について」新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="781 264 1106 352">こ 成 環 第 104号 令 和 6 年 3 月 30日</p> <p data-bbox="600 365 1106 445">【一部改正】<u>こ 成 環 第 〇 〇 〇 号</u> <u>令 和 〇 年 〇 月 〇 〇 日</u></p> <p data-bbox="118 486 441 521">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="757 603 1081 679">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="304 759 884 794">子育て世帯訪問支援事業の実施について</p> <p data-bbox="82 880 1104 1101">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="82 1109 1081 1227">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="82 1307 156 1342">別紙</p> <p data-bbox="351 1402 837 1437">子育て世帯訪問支援事業実施要綱</p>	<p data-bbox="1818 264 2143 352">こ 成 環 第 104号 令 和 6 年 3 月 30日</p> <p data-bbox="1158 478 1485 513">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1796 595 2121 671">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1346 751 1926 786">子育て世帯訪問支援事業の実施について</p> <p data-bbox="1124 873 2148 1093">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する市町村が実施する事業（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「子育て世帯訪問支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1124 1101 2125 1219">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="1124 1299 1198 1334">別紙</p> <p data-bbox="1391 1394 1877 1430">子育て世帯訪問支援事業実施要綱</p>

改正後	現 行
<p>1 事業の目的 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 支援の内容については、対象家庭を訪問し、（１）若しくは（２）又は（１）（２）を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。 （１）家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等） （２）育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等） （３）子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※） ※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。 （４）地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 （５）支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告</p> <p>4 対象者 本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるよう</p>	<p>1 事業の目的 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 支援の内容については、対象家庭を訪問し、（１）若しくは（２）又は（１）（２）を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。 （１）家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等） （２）育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等） （３）子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※） ※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。 （４）地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 （５）支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告</p> <p>4 対象者 本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるよう</p>

改正後	現 行
<p>な状態にある者を対象とする。</p> <p>(1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>(2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>(3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦</p> <p>(4) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 訪問支援員の要件</p> <p>訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。</p> <p>① (2) に規定する研修の内容を踏まえた市町村が相当と認める研修を修了した者</p> <p>② 以下（ア）～（ウ）に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者</p> <p>（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（イ）児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（ウ）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定す</p>	<p>な状態にある者を対象とする。</p> <p>(1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>(2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>(3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦</p> <p>(4) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 訪問支援員の要件</p> <p>訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。</p> <p>① (2) に規定する研修の内容を踏まえた市町村が相当と認める研修を修了した者</p> <p>② 以下（ア）～（ウ）に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者</p> <p>（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（イ）児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>（ウ）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定す</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="210 177 656 212">る被措置児童等虐待を行った者</p> <p data-bbox="107 327 250 362">(2) 研修</p> <p data-bbox="143 368 1104 746">訪問支援員の質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。</p> <p data-bbox="143 754 1104 831">実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。</p> <p data-bbox="91 892 284 927">6 留意事項</p> <p data-bbox="107 933 1081 1090">(1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。</p> <p data-bbox="107 1098 1081 1300">(2) 事業者や訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。</p> <p data-bbox="107 1308 1081 1385">(3) 訪問支援員は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。</p> <p data-bbox="107 1393 1081 1469">(4) 市町村は、事業者や訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況の把握に努めること。</p> <p data-bbox="107 1477 1081 1506">(5) 事業の実施にあたっては、当該事業の実施による事故の発生又</p>	<p data-bbox="1249 177 1695 212">る被措置児童等虐待を行った者</p> <p data-bbox="1146 327 1290 362">(2) 研修</p> <p data-bbox="1182 368 2143 746">訪問支援員の質を担保する観点から、研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。</p> <p data-bbox="1182 754 2143 831">実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。</p> <p data-bbox="1135 892 1328 927">6 留意事項</p> <p data-bbox="1151 933 2125 1090">(1) 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。</p> <p data-bbox="1151 1098 2125 1300">(2) 事業者や訪問支援員は、訪問した家庭が本事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。</p> <p data-bbox="1151 1308 2125 1385">(3) 訪問支援員は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。</p> <p data-bbox="1151 1393 2125 1469">(4) 市町村は、事業者や訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況の把握に努めること。</p> <p data-bbox="1151 1477 2125 1506">(5) 事業の実施にあたっては、当該事業の実施による事故の発生又</p>

改正後	現 行
<p>はその再発の防止に努めること。なお、育児・養育支援中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。また、補償保険に加入するなど児童の事故に備えること。</p> <p><u>(6) 事業の実施にあたっては、利用者にアンケート等を実施するなどにより、適切に事業の効果を検証し、検証の結果を次年度以降の事業に反映していくことが望ましい。</u></p> <p>7 費 用</p> <p>(1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。</p>	<p>はその再発の防止に努めること。なお、育児・養育支援中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。また、補償保険に加入するなど児童の事故に備えること。</p> <p>7 費 用</p> <p>(1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。</p>

【案】「児童育成支援拠点事業の実施について」新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="781 264 1106 352">こ 成 環 第 105号 令 和 6 年 3 月 30日</p> <p data-bbox="600 365 1106 445">【一部改正】<u>こ 成 環 第 〇 〇 〇 号</u> <u>令 和 〇 年 〇 月 〇 〇 日</u></p> <p data-bbox="118 486 441 520">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="757 601 1081 678">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="320 759 869 793">児童育成支援拠点事業の実施について</p> <p data-bbox="85 880 1102 1099">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第20項に規定する市町村が実施する事業（以下「児童育成支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「児童育成支援拠点事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="85 1109 1081 1227">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="85 1308 156 1342">別紙</p> <p data-bbox="367 1402 822 1436">児童育成支援拠点事業実施要綱</p>	<p data-bbox="1818 264 2143 352">こ 成 環 第 105号 令 和 6 年 3 月 30日</p> <p data-bbox="1160 478 1485 512">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1796 593 2121 670">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1359 751 1908 785">児童育成支援拠点事業の実施について</p> <p data-bbox="1126 873 2143 1091">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第20項に規定する市町村が実施する事業（以下「児童育成支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「児童育成支援拠点事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1126 1101 2123 1219">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="1126 1300 1198 1334">別紙</p> <p data-bbox="1408 1394 1863 1428">児童育成支援拠点事業実施要綱</p>

改正後	現 行
<p>1 事業の目的 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては（１）～（７）とし、地域の実情等に応じて（８）を実施する。 （１）～（７）の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>〈包括的に実施する内容〉 （１）安全・安心な居場所の提供 （２）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等） （３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等） （４）食事の提供 （５）課外活動の提供</p>	<p>1 事業の目的 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、包括的に実施する内容としては（１）～（７）とし、地域の実情等に応じて（８）を実施する。 （１）～（７）の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>〈包括的に実施する内容〉 （１）安全・安心な居場所の提供 （２）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等） （３）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等） （４）食事の提供 （５）課外活動の提供</p>

改正後	現 行
<p>(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 (7) 保護者への情報提供、相談支援</p> <p>〈地域の実情等に応じて実施する内容事項〉</p> <p>(8) 送迎支援</p> <p>4 対象者 本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。</p> <p>(1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者</p> <p>(2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者</p> <p>(3) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 定員 養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね20人とする。</p> <p>(2) 職員配置、要件及び職務の内容 支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。 なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は</p>	<p>(6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 (7) 保護者への情報提供、相談支援</p> <p>〈地域の実情等に応じて実施する内容事項〉</p> <p>(8) 送迎支援</p> <p>4 対象者 本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。</p> <p>(1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者</p> <p>(2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者</p> <p>(3) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 定員 養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね20人とする。</p> <p>(2) 職員配置、要件及び職務の内容 支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。 なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は</p>

改正後	現 行
<p>③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。 また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。 加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。</p> <p><必須></p> <p>① 管理者 (ア) 職務内容 主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う</p> <p>(イ) 要件 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの</p> <p>② 支援員 (ア) 職務内容 児童や保護者への支援等を行う</p> <p>(イ) 要件 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの</p> <p><任意></p> <p>③ 心理療法担当職員 (ア) 職務内容 メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う</p>	<p>③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。 また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。 加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。</p> <p><必須></p> <p>① 管理者 (ア) 職務内容 主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う</p> <p>(イ) 要件 児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの</p> <p>② 支援員 (ア) 職務内容 児童や保護者への支援等を行う</p> <p>(イ) 要件 児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの</p> <p><任意></p> <p>③ 心理療法担当職員 (ア) 職務内容 メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う</p>

改正後	現 行
<p>(イ) 要件 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの</p> <p>④ ソーシャルワーク専門職員 (ア) 職務内容 児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等 イ 児童の家庭への訪問を含めた支援 ウ その他、居場所における児童に必要な支援</p> <p>(イ) 要件 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p> <p>(3) 研修 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。</p> <p>(4) 開所日数 開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上</p>	<p>(イ) 要件 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの</p> <p>④ ソーシャルワーク専門職員 (ア) 職務内容 児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う ア 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等 イ 児童の家庭への訪問を含めた支援 ウ その他、居場所における児童に必要な支援</p> <p>(イ) 要件 児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。</p> <p>(3) 研修 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。</p> <p>(4) 開所日数 開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上</p>

改正後	現 行
<p>開所すること。</p> <p>(5) 開所時間 開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。</p> <p>① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、8時間（原則10時から18時）</p> <p>② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、学校の授業の終了後から原則18時以降</p> <p>(6) 施設・設備</p> <p>① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認められた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）</p> <p>② 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。</p> <p>(2) 市町村及び児童育成支援拠点事業所は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関から把握している児童の情報が共有され、対象となる児童が本事業の利用につながるよう関係機関等に事業の趣旨や内容等を周知し、関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。その際、学校との連携を図る上で、学校運営協議会の仕組みを活用して情報や課題等を共有することが効果的であると考えられること。</p>	<p>開所すること。</p> <p>(5) 開所時間 開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。</p> <p>① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、8時間（原則10時から18時）</p> <p>② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、学校の授業の終了後から原則18時以降</p> <p>(6) 施設・設備</p> <p>① 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認められた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）</p> <p>② 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。</p> <p>(2) 市町村及び児童育成支援拠点事業所は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関から把握している児童の情報が共有され、対象となる児童が本事業の利用につながるよう関係機関等に事業の趣旨や内容等を周知し、関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。その際、学校との連携を図る上で、学校運営協議会の仕組みを活用して情報や課題等を共有することが効果的であると考えられること。</p>

改正後	現 行
<p>(3) 児童育成支援拠点事業所は、事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。 また、損害賠償保険に加入するなど児童の事故に備えること。</p> <p>(4) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。</p> <p>(5) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。</p> <p><u>(6) 事業の実施にあたっては、利用者にアンケート等を実施するなどにより、適切に事業の効果を検証し、検証の結果を次年度以降の事業に反映していくことが望ましい。</u></p> <p>7 費 用 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>	<p>(3) 児童育成支援拠点事業所は、事故の発生又はその再発の防止に努めること。なお、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）に従い、速やかに報告すること。 また、損害賠償保険に加入するなど児童の事故に備えること。</p> <p>(4) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。</p> <p>(5) 児童育成支援拠点事業所は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。</p> <p>7 費 用 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p>

【案】「親子関係形成支援事業の実施について」 新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="781 264 1106 352">こ 成 環 第 106号 令 和 6 年 3 月 30日</p> <p data-bbox="600 365 1106 445">【一部改正】<u>こ 成 環 第 〇 〇 〇 号</u> <u>令 和 〇 年 〇 月 〇 〇 日</u></p> <p data-bbox="118 486 441 520">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="757 603 1081 678">こども家庭庁成育局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="320 761 869 794">親子関係形成支援事業の実施について</p> <p data-bbox="85 880 1102 1099">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第21項に規定する市町村が実施する事業（以下「親子関係形成支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「親子関係形成支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="85 1109 1081 1227">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="85 1308 154 1342">別紙</p> <p data-bbox="367 1404 822 1437">親子関係形成支援事業実施要綱</p>	<p data-bbox="1823 264 2148 352">こ 成 環 第 106号 令 和 6 年 3 月 30日</p> <p data-bbox="1160 478 1485 512">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1800 595 2125 670">こども家庭庁成育局長 (公印省略)</p> <p data-bbox="1361 751 1910 785">親子関係形成支援事業の実施について</p> <p data-bbox="1126 871 2143 1090">児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第21項に規定する市町村が実施する事業（以下「親子関係形成支援事業」という。）について、今般、別紙のとおり「親子関係形成支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1126 1099 2123 1217">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p data-bbox="1126 1299 1196 1332">別紙</p> <p data-bbox="1411 1394 1865 1428">親子関係形成支援事業実施要綱</p>

改正後	現 行
<p>1 事業の目的 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。</p> <p>4 対象者 本事業の支援対象は、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭で、次に掲げるような状態にある者を対象とする。 (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び</p>	<p>1 事業の目的 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。 ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。</p> <p>3 事業の内容 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。</p> <p>4 対象者 本事業の支援対象は、親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭で、次に掲げるような状態にある者を対象とする。 (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者 (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び</p>

改正後	現 行
<p>保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者</p> <p>(3) 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。なお、事業者に委託等して実施する場合は、プログラムの内容について、あらかじめ市町村による確認を行うことが望ましい。</p> <p>① 児童の行動の理解と要因の把握及び対応</p> <p>② 児童の発達・成長に応じた関係性や関わり</p> <p>③ 参加者同士によるピアサポート</p> <p>④ セルフケアや児童への関わり方の振り返り</p> <p>(2) 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。</p> <p>(3) 実施者は、対象者像として精神疾患、発達障害等のケースも考えられることから、基礎知識と必要な配慮をもって接すること。</p> <p>(4) 実施者は、利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 実施者の他、実施者をサポートし、利用者の様子の観察や記録等を行う者を配置することが望ましい。</p> <p>(6) 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。</p> <p>(7) プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、4回以上の連続講座として実施すること。なお、連続講座とは、講座の参加者が基本的には同一であり、同じ参加者が続けて受講するプログラムとし、利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返るような機会を設ける等、配慮すること。</p>	<p>保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者</p> <p>(3) 乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者</p> <p>5 実施方法</p> <p>(1) 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。なお、事業者に委託等して実施する場合は、プログラムの内容について、あらかじめ市町村による確認を行うことが望ましい。</p> <p>① 児童の行動の理解と要因の把握及び対応</p> <p>② 児童の発達・成長に応じた関係性や関わり</p> <p>③ 参加者同士によるピアサポート</p> <p>④ セルフケアや児童への関わり方の振り返り</p> <p>(2) 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。</p> <p>(3) 実施者は、対象者像として精神疾患、発達障害等のケースも考えられることから、基礎知識と必要な配慮をもって接すること。</p> <p>(4) 実施者は、利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。</p> <p>(5) 実施者の他、実施者をサポートし、利用者の様子の観察や記録等を行う者を配置することが望ましい。</p> <p>(6) 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。</p> <p>(7) プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、4回以上の連続講座として実施すること。なお、連続講座とは、講座の参加者が基本的には同一であり、同じ参加者が続けて受講するプログラムとし、利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返るような機会を設ける等、配慮すること。</p>

改正後	現 行
<p>(8) 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。</p> <p>(9) 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者に委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。</p> <p>① 事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。深刻な虐待事案に至る前段階で児童との関わり方を支援する、という本事業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮すること。また、父親の参加や理解を促すための周知等の工夫すること。</p> <p>② 支援対象者の支援ニーズをアセスメントし、支援ニーズに応じてプログラムを案内し、利用前の動機付けを丁寧に行うこと。また、学齢期以降の児童を養育する家庭においては、必要に応じて児童に対してもアセスメントを行うこと。</p> <p>③ グループワークを行う際には、支援対象者の支援ニーズに合わせて組み合わせを考える等、配慮すること。</p> <p>④ 支援対象者の利用状況を確認し、利用が中断した場合には個別に継続利用のための働きかけ（補習プログラムの提供、会場への付き添い、等）を行うよう努めること。</p> <p>⑤ プログラム中または、中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合や、プログラム利用後の利用者の変化等の評価において、さらなる支援が必要と考えられる場合は、必要な他の支援が提供されるよう、こども家庭センター等の関係機関への連携を検討すること。</p> <p>⑥ 利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図る場合には、利用者の同意を得ること。</p> <p><u>(10) 事業の実施にあたっては、利用者にアンケート等を実施するなどにより、適切に事業の効果を検証し、検証の結果を次年度以降の事業に反映していくことが望ましい。</u></p>	<p>(8) 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。</p> <p>(9) 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者に委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。</p> <p>① 事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。深刻な虐待事案に至る前段階で児童との関わり方を支援する、という本事業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮すること。また、父親の参加や理解を促すための周知等の工夫すること。</p> <p>② 支援対象者の支援ニーズをアセスメントし、支援ニーズに応じてプログラムを案内し、利用前の動機付けを丁寧に行うこと。また、学齢期以降の児童を養育する家庭においては、必要に応じて児童に対してもアセスメントを行うこと。</p> <p>③ グループワークを行う際には、支援対象者の支援ニーズに合わせて組み合わせを考える等、配慮すること。</p> <p>④ 支援対象者の利用状況を確認し、利用が中断した場合には個別に継続利用のための働きかけ（補習プログラムの提供、会場への付き添い、等）を行うよう努めること。</p> <p>⑤ プログラム中または、中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合や、プログラム利用後の利用者の変化等の評価において、さらなる支援が必要と考えられる場合は、必要な他の支援が提供されるよう、こども家庭センター等の関係機関への連携を検討すること。</p> <p>⑥ 利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図る場合には、利用者の同意を得ること。</p>

改正後	現 行
<p>6 費用</p> <p>(1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。</p>	<p>6 費用</p> <p>(1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。</p>

(案)

(別添)

利用者支援事業実施要綱新旧対照表

新	旧
<p>こ成環第 131 号 こ支虐第 122 号 5 文科初第 2549 号 令和 6 年 3 月 30 日 <u>第一次改正 こ成環第 ※※ 号</u> <u>こ支虐第 ※※ 号</u> <u>※文科初第 ※※ 号</u> <u>令和 ※年 ※月 ※※ 日</u></p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p>こども家庭庁支援局長 (公 印 省 略)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 (公 印 省 略)</p> <p>利用者支援事業の実施について</p>	<p>こ成環第 131 号 こ支虐第 122 号 5 文科初第 2549 号 令和 6 年 3 月 30 日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p>こども家庭庁支援局長 (公 印 省 略)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 (公 印 省 略)</p> <p>利用者支援事業の実施について</p>

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(削除)

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1～3 (略)

4 実施方法

以下の(1)から(4)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1) 基本型

①～③ (略)

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 事業の目的

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業(以下「利用者支援事業」という。)

4 実施方法

以下の(1)から(3)までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

(1) 基本型

① 目的

こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する。

② 実施場所

主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。

③ 職員の配置等

ア 職員の要件等

以下の（ア）及び（イ）を満たした者又は（ウ）に該当する者でなければならない。

（ア） 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本型専門研修」という。）を修了していること。

なお、以下の左欄に該当する場合については、右欄の研修の受講を要しない。ただし、中段及び下段に該当する場合には、事業に従事し始めた後に適宜受講することとする。

子育て支援員研修事業実施要綱5の(3)	基本研修
---------------------	------

のアの（エ）に該当する場合	
本実施要綱が適用される際に、既に利用者支援事業に従事している場合	基本研修 基本型専門研修
事業を実施する必要があるが、子育て支援員研修事業実施要綱に定める研修をすぐに実施できないなどその他やむを得ない場合	基本研修 基本型専門研修

（イ） 以下に掲げる相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた事業や業務（例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務等）について、以下の区分ごとの期間を参酌して市町村長が定める実務経験の期間を有すること。

（a） 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年

（b） （a）以外の者の場合 3年

（ウ） 児童福祉法施行規則第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー

イ 職員の配置

アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。ただし、保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、「こども家庭センター連携等加算」の要件を満たす場合においてはこの限りではない。

ウ その他

アの（ウ）に該当する者については、子育て支援員研修事業実施要綱に定める基本研修及び基本型専門研修の受講を要しないが、職員として配置するにあたっては、本事業の意義や内

<p>④ 業務内容</p> <p>オ 夜間・休日の時間外相談</p>	<p>容、管内地域の特性等について十分な理解が得られるよう、実施主体（委託先を含む。以下同じ。）において必要な対応を行うこと。</p> <p>イを満した上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。</p> <p>④ 業務内容</p> <p>基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型は、以下のア～サの業務を実施するものとし、基本Ⅲ型は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁長通知、以下「地域子育て相談機関設置運営要綱」という。）6.業務内容に記載する業務を実施するものとする。</p> <p>ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施することとする。</p> <p>イ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。</p> <p>ウ 利用者支援事業の実施に当たり、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に関する情報について、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス対象者に周知を図るものとする。</p> <p>エ その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務を行うものとする。</p> <p>オ 夜間・休日の時間外相談</p>
------------------------------------	--

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

(ア) ~ (イ) (略)

カ (略)

キ 機能強化のための取組

「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」(平成28年4月7日雇児発0407第2号雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組(以下「緊急対策」という。)を実施する市町村において、以下に掲げる取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

(ア) 夜間加算

原則として1日6時間を超えて開所し、かつ、週3日以上、18時以降の時間帯に2時間以上開所し、相談・助言等を行う。

(イ) 休日加算

原則として週4日以上開所し、かつ、土曜日または日曜日・国民の祝日等に開所し、相談・助言等を行う。

カ 出張相談支援

両親(母親・父親)学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等の取組を以下の通り実施する場合に別途加算の対象とする。

(ア) ③のイの専任職員に加えて③のアを満たす職員を配置すること。

(イ) 実施に当たり、継続的かつ計画的な取組を行い、利用者ニーズに対応した支援を実施すること。

(ウ) 取組の実施に当たり、開催日や場所等について積極的に広報活動を行い、広くサービス対象者に周知を図ること。

キ 機能強化のための取組

<p>(略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている</u>市町村であること。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>ク～サ (略)</p>	<p>オ(ア)、オ(イ)又はカの取組のいずれかを実施し、かつ、以下の要件のいずれも満たした場合に別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 実施に当たり、1か所につき開所日1日当たり平均5件以上の相談等実績があること。なお、相談対応等を行った場合は相談記録簿等を作成し、適切に保管し、その後の支援に活用するために整理すること。</p> <p>(イ) <u>緊急対策に参加している</u>市町村であること。</p> <p>(ウ) ③のアを満たす専任職員を2名以上配置すること。ただし、カを実施している場合については、カで配置する職員とは別に専任職員を2名以上配置すること。</p> <p>(エ) オ(ア)、オ(イ)又はカの実施に当たり、事業計画書を作成し、周知・広報を行うとともに、具体的な実施状況をあわせて公表すること。</p> <p>(オ) 各事業実施に必要な人員配置の予定及び実績を明確に記録すること。</p> <p>ク 多言語対応</p> <p>外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。</p> <p>ケ 配慮が必要な子育て家庭等への支援</p> <p>障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(ア)、(イ)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。</p>
---	--

<p>(2) 特定型</p> <p>① (略)</p>	<p>(ア) 開設日数は、週2日程度以上とすること。</p> <p>(イ) 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。</p> <p>コ 多機能型地域子育て支援の強化</p> <p>子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開を図るため、次の(ア)から(ウ)に掲げる実施方法により実施した場合について別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) ③のアと同程度の知識・経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。</p> <p>(イ) 連絡会議の開催等を行うこと。</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)の取組を、実施日数は、週3日程度以上とすること。</p> <p>サ こども家庭センター連携等加算</p> <p>地域の住民にとって、身近な相談機関の整備を推進するため、児童福祉法第10条の3第1項及び地域子育て相談機関設置運営要綱に基づく地域子育て相談機関として、相談及び助言を行うほか、同法第10条の2に基づくこども家庭センターとの連絡調整など必要な取組を実施する場合(令和5年度以前に一体的相談支援機関連携等加算の対象となっており、地域子育て相談機関となることが見込まれる場合を含む。)、別途加算の対象とする。</p> <p>(2) 特定型</p> <p>① 目的</p> <p>待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用で</p>
-----------------------------	---

② 実施要件

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択を受けている
市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和6年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

（削除）

③～⑤ （略）

きるよう支援を実施する。

② 実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和5年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

（ア）平成27年から令和5年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。

（イ）今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれること。

イ 緊急対策を実施していること。

③ 実施場所

主として市町村窓口での実施とする。

④ 職員の配置等

ア 職員の要件等

利用者支援事業に従事するにあたっては、子育て支援員研修実施要綱別表1に定める基本研修及び別表2-2の2に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

イ 職員の配置等

アを満たす専任職員を、1事業所1名以上配置するものとする。

(3) こども家庭センター型
①～③ (略)

ウ その他

イを満たした上で、地域の実情により、適宜、業務を補助する職員を配置しても差し支えないものとする。

⑤ 業務内容

(1) ④に準じることとする。ただし、(1) ④のア、オ、カ、キ、ク及びケについては、主として地域における保育所等の保育の利用に向けた相談支援について実施し、(1) ④のイについて必ずしも実施を要しない。

なお、(1) ④のカ(ア)については、「(2) ④のイの専任職員に加えて、④のアを満たす職員を配置すること」と読み替えるものとする。

(3) こども家庭センター型

① 目的

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

② 実施場所

母子保健機能（母子保健法第 22 条第 1 号～第 4 号に掲げる事業又はこれらの事業に併せて第 5 号に掲げる事業を行う機能であって、従来の「子育て世代包括支援センター」が担ってきた機能をいう。以下同じ。）と児童福祉機能（児童福祉法第 10 条第 1 号～第 3 号及び第 5 号に規定する機能であって、従来の「子ども家庭総合支援拠点」が担ってきた機能をいう。以下同じ。）の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健及び児童福祉に関する専門的な支援機能を有する施設・場所での実施とする。

ただし、必ずしも 1 つの施設・場所において 2 つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設・場所で、役割の分担や協働をしつつ必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとする。なお、その場合は、それぞれの施設・場所をこども家庭センターと位置づけることができることとする。

また、1 つの施設・場所でも実施する場合でも、複数の施設・場所でも実施する場合でも、業務を分担する場合には、個人情報の保護に十分留意の上、情報の集約・共有、記録の作成について適切に行い、できる限り情報を一元化する等、関係者で情報を共有しつつ、切れ目のない支援に当たること。

③ 要件

「こども家庭センター」は児童福祉法及び母子保健法において、児童及び妊産婦の福祉や母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うものと規定されており、また、その創設の背景・目的や役割・業務等を踏まえ、「こども家庭センタ

④ 職員の配置
ア～イ (略)

一」として位置づけられるための必要な要件は以下のア～オとする。

ア 母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能の一体的な運営を行うこと。

イ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること（小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる）。

ウ 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。

エ 児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。

オ 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

④ 職員の配置

ア センター長

母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者であるセンター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置するものとする。

イ 統括支援員

母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することができる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置する

<p>ウ 母子保健機能の運営に係る職員</p> <p>母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>また、⑤のイの（キ）の内容を実施するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士又はその他の専門職を1名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。さらに、配置に当たっては、令和7年度末までに、職員の必置を目指すこと。</p> <p>エ 児童福祉機能の運営に係る職員</p>	<p>ものとする。なお、統括支援員は、以下の（ア）～（ウ）のいずれかに該当する者であり、かつ「統括支援員の研修の実施について仮」（令和6年3月30日付けこ成母第141号、こ支虐第146号こども家庭庁成育局母子保健課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長通知）の2に基づく研修を受講した者（又は一定期間内に研修を受講する予定である者）であること。</p> <p>（ア） 別添1に定める保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者</p> <p>（イ） 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者</p> <p>（ウ） その他、市町村において上記と同等と認めた者</p> <p>ウ 母子保健機能の運営に係る職員</p> <p>母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師又はソーシャルワーカー（社会福祉士等）（以下「保健師等」という。）を1名以上配置するものとする。なお、保健師等は専任が望ましい。</p> <p>また、④のイの（キ）の内容を実施するに当たっては、社会福祉士、精神保健福祉士又はその他の専門職を1名以上配置するものとする。なお、当該職員は専任が望ましい。さらに、配置に当たっては、令和7年度末までに、職員の必置を目指すこと。</p> <p>エ 児童福祉機能の運営に係る職員</p>
---	--

(ア) ~ (イ) (略)

(ア) 主な職員

こども家庭センターには、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができる。

(イ) 主な職務、資格等

職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

(i) 子ども家庭支援員

① 主な職務

- ・ 実情の把握
- ・ 相談対応
- ・ 総合調整
- ・ 調査、支援及び指導等
- ・ 他関係機関等との連携

② 資格等

社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、保健師、保育士等（別添2参照）

なお、当分の間、こども家庭庁長官が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。

(ii) 心理担当支援員

① 主な職務

- ・ 心理アセスメント
- ・ こどもや保護者等の心理的側面からのケア

<p>(ウ) 配置人員等</p> <p>児童福祉機能における施設類型は別添4のとおりとし、別表の1に定める主な職員のそれぞれの最低配置人員を配置すること。ただし、別表の1で定める配置人員において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。</p> <p>なお、小規模A型（人口5万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、母子保健機能</p>	<p>② 資格等</p> <p>公認心理師、大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等</p> <p>(iii) 虐待対応専門員</p> <p>① 主な職務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待相談 ・ 虐待が認められる家庭等への支援 ・ 児童相談所、保健所、市区町村保健センターなど関係機関との連携及び調整 <p>② 資格等</p> <p>こども家庭ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、医師、保健師等（別添3参照）</p> <p>なお、当分の間、こども家庭庁長官が定める基準に適合する研修を受けた者も認めることとする。</p> <p>(ウ) 配置人員等</p> <p>児童福祉機能における施設類型は別添4のとおりとし、別表の1に定める主な職員のそれぞれの最低配置人員等を配置すること。ただし、別表の1で定める配置人員等において、「常時〇名」とあるのは、開所時間帯のうち週休日・夜間を除く週40時間を標準とする時間帯において配置する必要がある職員数と解することができる。</p> <p>なお、小規模A型（人口5万人未満の市町村に限る。）の類型である市町村においては、母子保健機能</p>
--	--

と児童福祉機能を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（こども家庭センター）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別表の2参照）で算定された人数を、別表1の虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。なおこの場合において、上乗せ配置の可否に関わらず、基礎となる配置人員が別表1の最低配置人員の基準を満たしている場合には、基本分は補助対象とすることができる。併せて、上乗せ配置の考え方は以下のとおりとする。

(i) 上乗せ配置の算定式により算出された上乗せ配置人数を満たすための配置

上乗せ配置の算定式で算出された人数を満たすために、別表の虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置することをいう。

なお、上乗せ配置の算定式で算出された人数を満たせない場合でも、別表の虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置している場合は、当該人数分の補助基準額を加算することができる。

(ii) 別表1の最低配置人員若しくは(i)の配置基準を超えて行う虐待対応専門員の配置

別表1の最低配置人員若しくは(i)の配置基準

と児童福祉機能を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可とする。

また、小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市町村（こども家庭センター）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式（別表の2参照）で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人員に上乗せして配置する必要があることに留意すること。この場合において、上乗せ配置の有無に関わらず、基礎となる配置人員が基準を満たしている場合には、基本分は補助対象とすることができる。

を満たした上で、虐待対応専門員を追加で配置することをいう。

この場合、当該人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

(削除)

オ～カ （略）

最低配置人員を超えて虐待対応専門員を配置した場合は、人数分の補助基準額を加算（上限5人まで）することができる。

なお、福祉事務所に設置している家庭児童相談室の職員（家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員））と兼務することも可能である。

オ サポートプランの作成に係る支援員の追加配置
サポートプランを作成するための支援員を配置することができる（ただし、児童福祉法第十条第一項第四号に規定する計画に限る。）。

なお、作成するサポートプラン 40 件あたり 1 名を補助対象とする（ただし、人口 10 万人未満は 1 名、人口 10 万人以上かつ 30 万人未満は 2 名、人口 30 万人以上は 3 名を上限とする）。

配置する支援員については、子ども家庭支援員や虐待対応専門員等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。

外部委託する場合には、その業務を遂行するにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

カ 地域資源開拓コーディネーターの配置

地域資源の開拓を行うコーディネーターを配置することができる。この場合において、こども家庭センター 1 か所当たり 1 名を補助対象とする。外部委託する場合には、その業

⑤ (略)

務を遂行するにふさわしいと考える者又は団体を選定すること。

⑤ 業務内容

こども家庭センターは、「こども家庭センターガイドライン」(令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知)に基づき業務を行うものとし、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもとその家庭(妊産婦を含む)に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。

ア 母子保健機能と児童福祉機能の一体的支援

(ア) サポートプランの母子保健機能と児童福祉機能の一体的な作成イに規定する母子保健機能の業務として作成するサポートプランと、ウに規定する児童福祉機能の業務として作成するサポートプランの双方の作成対象となる妊産婦及びこどもとその家庭等については、統括支援員を中心として両機能が連携し、サポートプランの作成(定期的なサポートプランの見直しを含む。)を行うものとする。

(イ) 統括支援員の業務

統括支援員は、母子保健と児童福祉の一体的支援のため、母子保健機能及び児童福祉機能間の調整を行うこととし、以下の業務を実施するものとする。

- (i) 合同ケース会議に諮るケースの選定に関すること
- (ii) 合同ケース会議の進行等に関すること
- (iii) 母子保健機能、児童福祉機能が連携して行うサポート

	<p>プランの作成や支援方針についての指導や助言</p> <p>(iv) 母子保健機能、児童福祉機能単独で作成するサポートプランについての必要な指導や助言</p> <p>(v) 地域の社会資源全体の把握及び必要な地域資源開拓のための指導や助言</p> <p>イ 母子保健機能の業務</p> <p>以下の業務を実施するものとする。</p> <p>(ア) 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応する。また、保健師等は、妊娠の届出等の機会を通して得た情報を基に、対象地域における全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成することとする。支援台帳については、氏名、分娩予定日、状況等の項目を定め、必要となる情報をすみやかに活用できる体制を整えること。</p> <p>また、全ての妊産婦等の状況を把握するため、教育・保育・保健施設や地域子育て支援拠点等に出向き、積極的に情報の収集に努めることとする。</p> <p>(イ) (ア)により把握した情報に基づき、保健師等は、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等を選定し、情報提供を行うこととする。なお、必要に応じて母子保健サービス等を実施する関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行うこととする。</p> <p>(ウ) 心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する支援の方法や、対応方針について検討等を実施する協議会又はケース会議等を設け、関係機関と協力してサポートプランを策定することとする。</p>
--	---

また、サポートプランの効果を評価・確認しながら、必要に応じて見直しを行い、妊産婦等を包括的・継続的に支えていくように努めること。

(エ) 支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、妊産婦等に対して各関係機関が提供する母子保健サービス等の支援が包括的に提供されるよう、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けるとともに、ネットワークづくりを行い、その活用を図ることとする。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、本事業に基づく支援のみならず、別添5に掲げる様々な母子保健施策による支援や子育て支援も必要であるため、上記の協議の場又は関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。

(オ) 多言語対応

外国人子育て家庭や妊産婦が、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に別途加算の対象とする。

(カ) 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、次の(i)、(ii)に掲げる実施方法により実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(i) 開設日数は、週2日程度以上とすること。

	<p>(ii) 専門的な知識・経験を有する職員を配置すること。</p> <p>(キ) 困難事例への対応等の支援</p> <p>(i) 妊産婦等からの問い合わせに即時対応可能とするため、SNS等を活用した相談支援や、多職種によるアウトリーチ支援の実施。</p> <p>(ii) 関係機関との連携の強化を実施。</p> <p>(iii) 嘱託医師との連携によるケース対応等の実施。</p> <p>ウ 児童福祉機能の業務</p> <p>以下の(ア)及び(イ)の業務を実施するものとし、加えて(ウ)から(カ)の取組みを実施する場合には、別途加算の対象とする。</p> <p>(ア) 子ども家庭支援全般に係る業務</p> <p>(i) 市区町村に在住するすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等に関し、母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、保護者の心身の状態、こどもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、(イ)の業務との連携を図りつつ、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を継続的に行う。</p> <p>(ii) こどもとその家庭及び妊産婦等がニーズに応じた支援が受けられるように、(イ)の業務とも連携しつつ、当該地域の実情や社会資源等に関する情報の提供を行うとともに、関係機関にも連携に資するその福祉に関する資源や支援等に関する情報の提供を行う。</p>
--	---

(iii) こどもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や子ども虐待等に関する相談まで、また妊娠期（胎児期）からこどもの自立に至るまでのこども家庭等に関する相談全般に応じる。

(iv) 個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うことと併せ、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な支援を行う。

特に、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等に関しては、こども家庭センターが中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行うこと。

(v) こどもや保護者の多様なニーズに応じた支援を早期から提供することで、こどもが家庭において心身ともに健やかに養育され、かつ、虐待の未然防止が図られるよう、地域資源やニーズの把握、地域資源の状況の見える化、児童福祉に関する支援の担い手の養成やニーズに応じた新たなサービスの開発（担い手を養成し、組織化し、担い手を支援活動につなげる機能）、関係者のネットワーク化などを行う。

(vi) こども家庭センターは、(i)～(v)及び(イ)に掲げる業務を行うに当たって、「地域子育て相談機関」と必

要に応じて定期的な情報共有を行うなど、密接に連携を図るものとする。

(vii) こども及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容等の事項を記載した計画（サポートプラン）を作成すること。

(イ) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援においては、相談・通告を受け、事前の情報収集を基に（緊急）受理会議を行い、受理会議で検討された、当該ケースについての事実関係を整理するための調査やこどもとその家庭の意向を踏まえ、当該調査等の結果を踏まえたアセスメント（情報を分析し見解をまとめたもの）を基に、ケース検討会議（支援方針会議）による支援方針の決定、サポートプラン及び支援計画（以下、サポートプラン等）の作成を行い、支援を実行し、その後のケースの進行管理及び支援終了の判断を行うこと。

(ウ) 夜間・土日開所加算

児童福祉機能は、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所等と緊密に連携し、夜間、休日等の執務時間外であっても相談・通告を受けて適切な対応が採れるよう所要の体制を整備することが必要である。

このため、週 40 時間を標準とする開所時間帯を超えて平日の夜間や平日以外の日に運営を行う児童福祉機能については、別に定めるところにより、開所時間に応じて運営に係る経費を加算する。

(エ) 弁護士・医師等配置加算

児童福祉機能における相談対応等の業務の実施において、法的な知見や医学的な知見を要する内容について、弁護士や医師等の専門的な知見を有する者（以下「弁護士・医師等」という。）から助言を得るため、弁護士・医師等の配置等を行い、体制の整備を図る場合は、別に定めるところにより、加算する。なお、助言を得る方法として、弁護士・医師等を職員として配置する方法のほか、弁護士・医師等又は弁護士・医師等を雇用する法人との間で、助言を得るための契約の締結等を行う方法も考えられる。

(オ) 地域活動等推進加算

(i) 研修・広報啓発に関する取組

児童虐待の未然防止や早期発見には、行政機関による取組だけではなく、地域住民からの通告等も重要となることから、民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）を含め、地域住民に対して、児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した際の対応等（通告や見守り等）について、研修の実施やセミナーの開催等による普及啓発活動の実施に取り組む場合は、別に定めるところにより、加算する。

(ii) 見守り活動等の推進に関する取組

要保護児童対策地域協議会に登録されているこどもに関し、市町村において定期的な状況確認が必要と判断しているケースについて、民間団体に対して、当該こどもの見守りを行うことや、保護者が不在となる際に当該こどもの居場所を確保し、食事の提供など、生

活を支援することを依頼し、支援を行った民間団体からの報告を求めるなど、民間団体を活用した見守り等を実施している児童福祉機能については、別に定めるところにより、加算する。なお、支援の内容については、地域やケースの状況により様々であるものと考えられることから、各市町村の定めによるものとする。

(iii) 通訳業務に関する取組

日本語以外の言語を話す外国人家庭に対する相談支援をより円滑に行うため、通訳に関する業務（人員の配置のほか、民間団体やICT機器の活用を含む。）を実施する場合は、別に定めるところにより、加算する。

(カ) 制度施行円滑導入経費

市町村において、こども家庭センターの設置にあたり、円滑な施行に資する以下に掲げる取組を行う場合には、別に定めるところにより、加算する。なお、交付はこども家庭センターの設置を行う市町村につき1度に限るものとする。

(i) 地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施

(ii) ニーズ把握等の調査の実施

(iii) 家庭支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施

(iv) その他、こども家庭センターの円滑な施行に資する取組の実施

(4) 妊婦等包括相談支援事業型

① 目的

(新規)

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

② 実施内容

妊婦等包括相談支援事業は、身体的・精神的・経済的な面で、妊婦への支援を総合的に行う観点から、妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて切れ目なく実施することとし、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施するものとする。

③ 実施時期

妊婦給付認定の申請時、出産前及び出産後の適切な時期に実施するものとする。(児童福祉法施行規則第1条の32の9)

また、上記の時期以外において、概ね2歳になるまでの期間においても、随時、相談対応を実施するものとする。

④ 実施方法

妊婦の心身の状況を把握するため、実施方法については対面での面談を基本としつつ、体調不良等による療養中や里帰り等による遠隔地に一時居住している場合は、デジタル技術を活用した面談も可能とする。なお、それらの方法が妊婦等の状況により、著しく困難である場合に限っては、面談に準ずる方法として電話等の方法も可能とする。(児童福祉法施行規則第1条の32の9)

⑤ 実施対象者

対象者は、妊婦及び出産した者とこれらの配偶者とする。

また、祖父母や親族等、市町村が必要と認める者とする。

(児童福祉法第6条の3及び同法施行規則第1条の32の9)

⑥ 実施体制

面談等の実施者は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者とする。なお、一定の研修とは、4（1）③ア（ア）に規定する研修、その他の市町村で認めた研修とする。

⑦ 実施記録

対象者との面談等の記録を適切に管理するものとする。

⑧ その他

事業実施にあたっては、デジタル技術の活用によるアプリケーション等による情報発信や利用者へのアンケート、適時必要な相談対応など、対象者のニーズに応じた伴走型相談支援に資する取組みを実施するよう努めるものとする。

5～7 （略）

5 **関係機関等との連携**

実施主体は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、民生委員・児童委員（主任児童委員含む）、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

6 **留意事項**

（1） 利用者支援事業に従事する者は、こどもの「最善の利益」を実現させる観点から、こども及びその保護者等、または妊娠している方への対応に十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知

り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。

(2) 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の実施場所の施設や市町村窓口などの担当者等と相互に協力し合うとともに、利用者支援事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築すること。

(3) 4に定める各類型は、それぞれ特徴が異なり、いずれの機能も重要であることから、地域の実情に応じて、それぞれの充実に努めること。また、各類型の所管課が異なる場合には、日頃から各所管課同士の連携などに努めること。

(4) 対象者や既存の社会資源が少ない地域等において、複数の自治体が共同して利用者支援事業を実施する際には、都道府県は、広域調整等の機能を担い、全ての子育て家庭に必要な支援が行き届くよう努めること。

(5) 利用者支援事業に従事する者は、有する資格や知識・経験に応じて、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等を維持向上させるため、子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他必要な各種研修会、セミナー等の受講に努めること。

また、実施主体は、利用者支援事業に従事する者のための各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるよう努めること。

(6) 利用者支援事業の実施に当たり、児童虐待の疑いがあるケースが把握された場合には、福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委

員、その他の関係機関と連携し、早期対応が図られるよう努めなければならない。

(7) 障害児等を養育する家庭からの相談等についても、市町村の所管部局、指定障害児相談支援事業所等と連携し、適切な対応が図られるよう努めるものとする。

(8) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の選択については、利用者の判断によるものとする。

(9) 市町村は、利用者支援事業を利用した者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先についても周知すること。

7 費用

利用者支援事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

【別添 1】

統括支援員の資格について

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカーの他

【母子保健機能の母子保健担当職員の資格】 (略)

【困難事例対応職員の資格】 (略)

【子ども家庭支援員の資格等】

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として[児童福祉法施行規則第五条の二の八](#)で定めるもの
- (2) (略)
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業

【別添 1】

統括支援員の資格について

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカーの他

【母子保健機能の母子保健担当職員の資格】

- (1) 保健師
- (2) 助産師
- (3) 看護師
- (4) ソーシャルワーカー（社会福祉士等）

【困難事例対応職員の資格】

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) その他の専門職

【子ども家庭支援員の資格等】

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として[内閣府令](#)で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業

した者であって、児童福祉法施行規則第五条の三で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの

(4) ～ (7) (略)

(8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会（児童福祉司任用前講習会）の課程を修了したもの

(9) ～ (13) (略)

(14) 公認心理師となる資格を有する者（(7)に規定する者を除く。）

した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの

(4) 医師

(5) 社会福祉士

(6) 精神保健福祉士

(7) 公認心理師

(8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

(9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの

(10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの

(11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの

(12) 社会福祉士となる資格を有する者（(5)に規定する者を除く。）

(13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（(6)に規定する者を除く。）

(新規)

<p><u>(15)</u> 保健師</p> <p><u>(16)</u> 助産師</p> <p><u>(17)</u> 看護師</p> <p><u>(18)</u> 保育士</p> <p><u>(19)</u> 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者</p> <p><u>(20)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、<u>こども家庭庁長官</u>が定める講習会（<u>児童福祉司任用前講習会</u>）の課程を修了したもの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p><u>(21)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（<u>(20)</u> に規定する者を除く。）</p> <p><u>(22)</u> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員</p> <p>【虐待対応専門員の資格等】</p> <p>(1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として<u>児童福祉法施行規則第五条の二の八</u>定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程</p>	<p><u>(14)</u> 保健師</p> <p><u>(15)</u> 助産師</p> <p><u>(16)</u> 看護師</p> <p><u>(17)</u> 保育士</p> <p><u>(18)</u> 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者</p> <p><u>(19)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p><u>(20)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（<u>(19)</u> に規定する者を除く。）</p> <p><u>(21)</u> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員</p> <p>【虐待対応専門員の資格等】</p> <p>(1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として<u>内閣府令</u>で定めるもの</p> <p>(2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程</p>
---	---

<p>を修めて卒業した者であって、<u>児童福祉法施行規則第五条の三</u>で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、<u>内閣総理大臣</u>が定める講習会 (<u>児童福祉司任用前講習会</u>) の課程を修了したもの</p> <p>(9) ~ (13) (略)</p> <p><u>(14) 公認心理師となる資格を有する者 ((7) に規定する者を除く。)</u></p> <p><u>(15) 保健師</u></p> <p><u>(16) 助産師</u></p>	<p>を修めて卒業した者であって、<u>厚生労働省令</u>で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(4) 医師</p> <p>(5) 社会福祉士</p> <p>(6) 精神保健福祉士</p> <p>(7) 公認心理師</p> <p>(8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>(9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(12) 社会福祉士となる資格を有する者 ((5) に規定する者を除く。)</p> <p>(13) 精神保健福祉士となる資格を有する者 ((6) に規定する者を除く。)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(14) 保健師</u></p> <p><u>(15) 助産師</u></p>
---	---

(17) 看護師

(18) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

(19) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者

(20) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、こども家庭庁長官が定める講習会（児童福祉司任用前講習会）の課程を修了したもの

- ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
- ② 児童相談所の所員として勤務した期間

(21) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(20)に規定する者を除く。）

(22) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員

【心理担当支援員の資格等】（略）

(16) 看護師

(17) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

(18) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者

(19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

- ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
- ② 児童相談所の所員として勤務した期間

(20) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（(19)に規定する者を除く。）

(21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員

【心理担当支援員の資格等】

- (1) 公認心理師
- (2) 大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

【別添 2】

子ども家庭支援員の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として児童福祉法施行規則第五条の二の八で定めるもの
- (2) (略)
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童福祉法施行規則第五条の三で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (4) ～ (7) (略)
- (8) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会（児童福祉司任用前講習会）の課程を修了したもの
- (9) ～ (13) (略)

【別添 2】

子ども家庭支援員の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において 1 年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として 2 年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を

<p><u>(14)</u> 公認心理師となる資格を有する者（（7）に規定する者を除く。）</p> <p><u>(15)</u> 保健師</p> <p><u>(16)</u> 助産師</p> <p><u>(17)</u> 看護師</p> <p><u>(18)</u> 保育士</p> <p><u>(19)</u> 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者</p> <p><u>(20)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、<u>こども家庭庁長官</u>が定める講習会（<u>児童福祉司任用前講習会</u>）の課程を修了したもの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p><u>(21)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（<u>(20)</u>に規定する者を除く。）</p>	<p>修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において 1 年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）</p> <p>(13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(14)</u> 保健師</p> <p><u>(15)</u> 助産師</p> <p><u>(16)</u> 看護師</p> <p><u>(17)</u> 保育士</p> <p><u>(18)</u> 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）に規定する普通免許状を有する者</p> <p><u>(19)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が 2 年以上である者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める講習会の課程を修了したもの</p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p><u>(20)</u> 社会福祉主事たる資格を得た後 3 年以上児童福祉事業に従事した者（<u>(19)</u>に規定する者を除く。）</p>
--	--

(22) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

(21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 21 条第 6 項に規定する児童指導員

【別添3】

虐待対応専門員の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として児童福祉法施行規則第五条の二の八定めるもの
- (2) (略)
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、児童福祉法施行規則第五条の三で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (4) ～ (7) (略)
- (8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、内閣総理大臣が定める講習会 (児童福祉司任用前講習会) の課程を修了したもの
- (9) ～ (13) (略)

【別添3】

虐待対応専門員の資格等

- (1) 児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する知識及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの
- (2) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (3) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したものの
- (4) 医師
- (5) 社会福祉士
- (6) 精神保健福祉士
- (7) 公認心理師
- (8) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (9) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したものの

<p><u>(14) 公認心理師となる資格を有する者（（7）に規定する者を除く。）</u></p> <p><u>(15) 保健師</u></p> <p><u>(16) 助産師</u></p> <p><u>(17) 看護師</u></p> <p><u>(18) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</u></p> <p><u>(19) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</u></p> <p><u>(20) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、<u>こども家庭庁長官</u>が定める講習会<u>（児童福祉司任用前講習会）</u>の課程を修了したもの</u></p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p><u>(21) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（20）に規定する者を除く。）</u></p> <p><u>(22) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員</u></p>	<p>(10) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(11) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの</p> <p>(12) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）</p> <p>(13) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(14) 保健師</u></p> <p><u>(15) 助産師</u></p> <p><u>(16) 看護師</u></p> <p><u>(17) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</u></p> <p><u>(18) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者</u></p> <p><u>(19) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、<u>厚生労働大臣</u>が定める講習会の課程を修了したもの</u></p> <p>① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間</p> <p>② 児童相談所の所員として勤務した期間</p> <p><u>(20) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）</u></p> <p><u>(21) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員</u></p>
--	---

【別添4】 (略)

【別添4】

児童福祉機能における施設類型については、児童人口規模に応じ以下のとおりとする。

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型：児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）

イ 小規模B型：児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）

ウ 小規模C型：児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）

② 中規模型【中規模市部】：児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

③ 大規模型【大規模市部】：児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）

の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数のこども家庭センターの設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求められる。

【別添5】 (略)

【別添5】

- ・ 性と健康の相談センター事業
- ・ 出産・子育て応援交付金事業
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 産婦健康診査
- ・ 両親学級、母親学級
- ・ 新生児訪問指導、妊産婦訪問指導
- ・ 妊婦訪問支援事業
- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 養子縁組あっせん 等

【別表】

1. 主な職員の最低配置人員 (略)

【別表】

1. 主な職員の最低配置人員

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模A型 児童人口概ね0.9万人未満(人口約5.6万人未満)	常時2名 (1名は非常勤形態でも可)	—	—	常時計2名以上
小規模B型 児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満(人口約5.6万人以上約11.3万人未満)	常時2名 (1名は非常勤形態でも可)	—	常時1名 (非常勤形態でも可)	常時計3名以上
小規模C型 児童人口1.8万人以上2.7万人未満(人口11.3万人以上約17万人未満)	常時2名 (1名は非常勤形態でも可)	—	常時2名 (非常勤形態でも可)	常時計4名以上
中規模型 児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満(人口約17万人以上約45万人未満)	常時3名 (1名は非常勤形態でも可)	常時1名 (非常勤形態でも可)	常時2名 (非常勤形態でも可)	常時計6名以上
大規模型	常時5名	常時2名	常時4名	常時計11

児童人口概ね 7.2 万人以上 (人口約 45 万人以上)	(1名は非常勤形態でも可)	(非常勤形態でも可)	(非常勤形態でも可)	名以上
-------------------------------	---------------	------------	------------	-----

(※)この他、必要に応じて、安全確認対応職員、事務処理対応職員等の職員を配置することが望ましい。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

○ 各市区町村の児童虐待相談対応件数 — 各市区町村管轄地域の児童人口
×

$$\frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}} \div 40$$

(※1)～(※3) (略)

(※4) 上記算定式により端数が生じた場合は、切り上げて算出するものとする。

2. 虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

○ 各市区町村の児童虐待相談対応件数 — 各市区町村管轄地域の児童人口
×

$$\frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}} \div 40$$

(※1)市区町村内に複数の支援拠点を設置する場合には、支援拠点単位で算定。

(※2)各年度における上乗せ人員は、児童人口は直近の国勢調査の数値を、児童虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。

(※3)「40」は、平均的な児童相談所の児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数(年間約 40 ケース(雇用均等・児童家庭局総務課調))を踏まえたもの。

(新規)

(案)

(別添)

地域子育て支援拠点事業の実施について新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="750 276 1104 352">こ 成 環 第 1 1 3 号 令 和 6 年 3 月 3 0 日</p> <p data-bbox="584 371 1104 448">第一次改正 こ 成 環 第 2 0 4 号 令 和 6 年 6 月 2 8 日</p> <p data-bbox="584 467 1104 544"><u>第二次改正 こ 成 環 第 ※ ※ 号</u> <u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ ※ 日</u></p> <p data-bbox="103 616 383 643">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="719 711 999 788">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="338 855 842 882">地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p data-bbox="73 999 1099 1174">児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="73 1193 1099 1270">については、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="118 1289 215 1316"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1805 276 2159 352">こ 成 環 第 1 1 3 号 令 和 6 年 3 月 3 0 日</p> <p data-bbox="1641 371 2159 448">第一次改正 こ 成 環 第 2 0 4 号 令 和 6 年 6 月 2 8 日</p> <p data-bbox="1160 616 1440 643">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1776 711 2056 788">こども家庭庁成育局長 (公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1395 855 1899 882">地域子育て支援拠点事業の実施について</p> <p data-bbox="1133 999 2159 1174">児童福祉法（昭和22年法律第64号。以下「法」という。）第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業（以下「地域子育て支援拠点事業」という。）について、今般、別紙のとおり「地域子育て支援拠点事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1133 1193 2159 1270">については、管内市町村、関係機関、関係団体等に対して、周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p data-bbox="1133 1289 2159 1366"><u>なお、本通知の適用に伴い、「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月29日付け雇児発0529第18号雇用均等・児童家庭局長通知)は廃止する。</u></p>

別紙

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1～3 (略)

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の⑩に定める小規模型指定施設を除く。)

ア～エ (略)

別紙

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 事業の目的

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

4 実施方法

(1) 基本事業

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。(ただし、(2)の⑨に定める小規模型指定施設を除く。)

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

(2) 一般型

①～⑧ (略)

(2) 一般型

① 事業内容

常設の地域子育て支援拠点（以下「拠点施設」という。）を開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）を対象として（1）に定める基本事業を実施する。

② 実施場所

(ア) 公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設などの子育て親子が集う場として適した場所

(イ) 複数の場所を実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

③ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

④ 地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組

市町村以外の者が（1）に定める基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の（ア）～（オ）に掲げる取組のいずれかを実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、拠点施設の業務を円滑に実施するため、当事業の別途加算の対象とする。

なお、(1)に定める基本事業の運営主体が市町村であって、(ア)～(オ)の運営を市町村以外の者への委託等によって行っている場合も当該加算の対象とする。

(ア) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した一時預かり事業（法第6条の3第7項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

(イ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

(ウ) 拠点施設の開設場所（近接施設を含む。）を活用した親子関係形成支援事業（法第6条の3第21項に定める事業）またはこれに準じた事業の実施

(エ) 拠点施設を拠点とした乳児家庭全戸訪問事業（法第6条の3第4項に定める事業）、養育支援訪問事業（法第6条の3第5項に定める事業）または子育て世帯訪問支援事業（法第6条の3第19項）の実施

(オ) その他、拠点施設を拠点とした市町村独自の子育て支援事業（未就学児をもつ家庭への訪問活動等）の実施

⑤ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域にあっては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) 一般型の職員が、必ず1名以上出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、年間を通して同じ場所で開催することが望ましい。

ただし、地域の実情に応じて、複数の場所において実施することも差し支えないが、その場合には子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

⑥ 地域支援

地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施する場合に別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、同事業において措置することとし、加算の対象としない。

(ア) 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

(イ) 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

(ウ) 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

(エ) 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

⑦ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の

(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。

(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑧ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習

⑨ 賃貸物件を活用する場合の賃借料への支援

賃貸物件を活用して事業を実施する場合（週5日以上、かつ1日6時間以上開設している事業所に限る）に別途加算の対象とする。

⑩ 経過措置（小規模型指定施設）

（ア）～（ウ） （略）

会を実施した場合（概ね月2回以上）に別途加算の対象とする。

（新規）

⑨ 経過措置（小規模型指定施設）

（ア）内容

従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、以下の通り事業の対象とする。

（イ）実施方法

（a）原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

（b）開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

（c）育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

（d）次のa～cの取組のうち2つ以上実施すること。

a 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内の交流スペースでの随時相談、公共施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

b 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動が

できるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

c 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ) の (d) a の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途加算の対象とする。

(3) 連携型

① 事業内容

効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設（以下「連携施設」という。）において、(1)に掲げる基本事業を実施する。

② 実施場所

(ア) 児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(イ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

③ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）ただし、連携施設に勤務している職員等のバックアップを受けることができる体制を整えること。

(3) (略)

5～6 (略)

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

④ 地域の子育て力を高める取組

(1) に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途加算の対象とする。

ただし、「利用者支援事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、文部科学省初等中等教育局長通知）に定める利用者支援事業を併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）には、加算の対象としない。

⑤ 配慮が必要な子育て家庭等への支援

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習の実施等ができるよう、次の

(a)、(b)に掲げる実施方法により、支援を実施することができるものとし、この場合について別途加算の対象とする。

(a) 開設日数は、週2日程度以上とすること。

(b) 専門的な知識・経験を有する職員を配置等すること。

⑥ 休日における育児参加促進のための講習会の実施への支援

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合（概ね月2回以上）に別途加算の対象とする。

5 留意事項

(1) 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

(2) 事業に従事する者は、事業に従事するにあたって、「子育て支援員研修事

業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める基本研修及び別表2-2の3に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「地域子育て支援拠点事業」に規定する内容の研修を修了していることが望ましい。

- (3) 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の子育て支援員研修実施要綱別表3及び別表4に定めるフォローアップ研修及び現任研修その他各種研修会やセミナー等へ積極的に参加させ、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。
- (4) 近隣地域の拠点施設は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、こども家庭センター、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。
- (5) 拠点施設が「地域子育て相談機関」を担う場合においては、拠点が持つ子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場という強みを生かし、個々の子育て家庭の相談ニーズ等に対し、適切に対応いただきたい。

なお、「地域子育て相談機関」の具体的な業務等は、「地域子育て相談機関の設置運営等について」（令和6年3月30日付けこ成環第100号こども家庭庁成育局長通知）を参照されたい。

6 費用

- (1) 本事業の実施に要する経費について、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

(案)

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（新旧対照表）

新	旧
<p data-bbox="862 336 1122 368">こ成環第120号</p> <p data-bbox="862 381 1122 413">令和6年3月30日</p> <p data-bbox="696 432 1122 464"><u>第一次改正 こ成環第※※号</u></p> <p data-bbox="862 480 1122 512"><u>令和※年※月※日</u></p> <p data-bbox="226 671 517 703">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="840 767 1122 799">こども家庭庁成育局長</p> <p data-bbox="862 815 1099 847">(公 印 省 略)</p> <p data-bbox="226 911 1055 991">子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） の実施について</p> <p data-bbox="226 1054 1099 1230">子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ リ－・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、令和6年4月1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="226 1246 1099 1374">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して 周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期された い。</p> <p data-bbox="286 1390 383 1422"><u>(削除)</u></p>	<p data-bbox="1758 336 2018 368">こ成環第120号</p> <p data-bbox="1758 381 2018 413">令和6年3月30日</p> <p data-bbox="1122 671 1413 703">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1736 767 2018 799">こども家庭庁成育局長</p> <p data-bbox="1758 815 1995 847">(公 印 省 略)</p> <p data-bbox="1122 911 1951 991">子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） の実施について</p> <p data-bbox="1122 1054 1995 1230">子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミ リ－・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、令和6年4月1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1122 1246 1995 1374">ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して 周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期された い。</p> <p data-bbox="1167 1390 1995 1422"><u>なお、本通知の適用に伴い、「子育て援助活動支援事業（ファミリ</u></p>

一・サポート・センター事業)の実施について」(平成26年5月29日
付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)は
廃止する。

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

1～2 （略）

3 事業の内容及び実施方法

(1)～(3) （略）

別紙

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱

1 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。)とする。

なお、市町村が適切と認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容及び実施方法

(1) 基本事業

① 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～ウについては、全ての事業の実施を必

須とし、さらに、会員数については、20人以上とする。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

オ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～カ等のこどもの預かりの活動とする。

ア 保育施設の保育開始前や保育終了後のこどもの預かり

イ 保育施設等までの送迎

ウ 放課後児童クラブ終了後のこどもの預かり

エ 学校の放課後のこどもの預かり

オ 冠婚葬祭や他のこどもの学校行事の際のこどもの預かり

カ 買い物等外出の際のこどもの預かり

③ ファミリー・サポート・センターの設置について

ア 本部の設置について

各市町村に1か所設置するものとする。

イ 支部の設置について

政令指定都市については区ごとに1か所、その他の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかに支部を設置することができる。なお、支部を設置した場合は、別途加算の対象とする。

④ 実施方法

ア アドバイザーの配置について

ファミリー・サポート・センターに、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することは差し支えない。

イ 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助活動等の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

ウ 会員の登録

会員の登録に関しては、年度ごとに更新・整理すること。

エ 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、こどもの預かりの援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と援助を行いたい者（以下「提供会員」といい、同時に依頼会員としても登録を行っている者を含む。）との請負又は準委任契約に基づくこと。

オ 保険への加入

会員が行う相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

カ こどもの預かりの場所

こどもを預かる場所は、会員の自宅、児童館や地域子育て支援拠点等、こどもの安全が確保できる場所とし、会員間の合意により決定すること。なお、ファミリー・サポート・センターが借り上げた施設における預かりも可能とするが、当該施設の賃借料や備品購入等に係る経費は、補助の対象としない。

また、別添1及び2を参考として提供会員が日頃から注意すべきポイントをチェックリスト形式でまとめたリストを作成し、これを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、こどもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善すること。

キ 預かるこどもの人数

相互援助活動の実施に当たり、一度に預かることができるこどもの人数は、提供会員1人につき、原則として1人とする。なお、やむを得ず複数のこどもを預かる場合には、提供会員の経験やこどもの年齢等を考慮し、安全面に十分配慮すること。

ク 相互援助活動に対する報酬

相互援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定め

ることができるものとする。

ケ 提供会員への講習の実施

AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリ・ハット事例の検証等を内容とするもの。以下同じ。）について、提供会員全員に対して必ず実施すること（ただし、他の研修等で同内容を受講済みの者で、市町村が適当と認める場合は、この限りでない。）。

加えて、預かり中のこどもの安全対策等のため、参考として以下に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うよう努めること。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、参考として以下に示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

（参考：講習カリキュラム）

講座項目	講師	時間（目安）
------	----	--------

1	保育の心	保育士・保健師	2時間
2	心の発達とその問題	発達心理の専門家	4時間
3	身体の発達と病気	小児科医	2時間
4	小児看護の基礎知識	看護師・保健師	4時間
5	安全・事故	医師・保健師・保育士	2時間
6	こどもの世話	保健師・保育士	2時間
7	こどもの遊び	保育士	2時間
8	こどもの栄養と食生活	栄養・保育学科栄養学の専門家、管理栄養士等	3時間
9	事業を円滑に進めるために	ファミリー・サポート・センターアドバイザー等	3時間
合 計			24時間

コ 提供会員へのフォローアップ講習の実施

緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、提供会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他のフォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

なお、講習の実施に係る経費については、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の職員の資質向上・人材確保等研修事業のファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・提供会員研修事業として交付申請する場合は、補助の対象としない。

サ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①アからウ及びこれらの事業内容を実施するために必要な④アからオ、会員数20人以上）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、緊急救命講習、事故防止に関する講習等を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えない。

(2) 病児・緊急対応強化事業

① 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して以下に掲げる事業を実施する。ただし、以下のうちア～エについては、全ての事業の実施を必須とする。（会員数は問わない。）

なお、「病児」、「病後児」の対象については、以下のとおりとする。

「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

「病後児」とは、病気の回復期にある集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童をいう。

ア 会員の募集、登録その他の会員組織業務

イ 相互援助活動の調整・把握等（事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。）

ウ 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催

エ 医療機関との連携体制の整備

オ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催

カ 子育て支援関連施設・事業（乳児院、保育所、児童館、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等）との連絡調整

② 相互援助活動の内容

相互援助活動の内容は、以下に掲げるア～エ等の病児・緊急対応に関するこどもの預かりの活動とする。ただし、アについては必ず実施することとし、病児及び病後児の双方を対象とすること。

ア 病児及び病後児の預かり

イ 宿泊を伴うこどもの預かり

ウ 早朝・夜間等の緊急時のこどもの預かり

エ 上記に伴う自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等の間の送迎

③ 実施方法

(1) ④ア～クに加えて、以下の方法によること。

ア 提供会員への講習の実施

病児・病後児の預かり等に対応できるよう、(1) ④ケの参考に示す項目、時間を満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。

なお、子育て支援員研修のうち、基本研修、地域保育コースの共通専門研修及びファミリー・サポート・センター事業専門研修を全て修了した者も当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、前述の子育て支援員研修のうち、基本研修に加え、地域保育コースを既に修了している者（ファミリー・サポート・センター専門研修のみ未修了）については、3 (1) ③ケに示す項目のうち、「9事業を円滑に進めるために」のみを受講することによって、当該講習を修了した者とみなすこととする。

また、提供会員については、フォローアップ講習等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。

イ 医療機関との連携体制の整備

(ア) 市町村長は、都道府県医師会、郡市区医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。

(イ) 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。

(ウ) 症状の急変等、緊急時にこどもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。

ウ 依頼の受付体制について

病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受付を行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。

エ 病児・病後児の預かりについての留意事項

(ア) 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。

(イ) (1) ④キにかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。

(ウ) アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、依頼会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

オ 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、居住・在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外（下記④イの合同実施市町村は含まない）の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

④ 実施体制

ア 事業の実施については、(1) ①に掲げるファミリー・サポート・センターを設立し、基本事業を実施した上で行うこと

とする。

ただし、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

イ 複数市町村での合同実施

市町村単独では、事業実施要件（①のアからエ及びこれらの事業内容を実施するために必要な③のアからエ）が満たせない場合は、近隣の市町村と合同で事業の全部を実施することにより、事業実施要件を満たすこととしても差し支えない。ただし、その際、本事業の実施に係る経費については、代表する1市町村に対してのみ補助するものとする。

また、事業実施要件のうち、講習を合同で実施した方が効率的な場合については、近隣の市町村と合同で実施しても差し支えないこと。

(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援

① 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合に、別途加算の対象とする。((1) ①ア～ウ又は(2) ①ア～エに加えてひとり親家庭等の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は

(4) 預かり手増加のための取組

(1) ①ア~~や~~(2) ①アに加えて、提供会員となりうる者に対する働きかけを行い、以下の①又は②に該当する場合に別途加算の対象とする。

①～② (略)

対象によって異なるものとしても構わない。)

② 利用支援の内容

ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、提供会員を優先して調整

イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、提供会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応

ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、提供会員への助成

エ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対し、自宅等への訪問実施

(4) 預かり手増加のための取組

(1) の①ア及び(2) ①アに加えて、提供会員となりうる者に対する働きかけを行い、以下の①又は②に該当する場合に別途加算の対象とする。

① 以下のア～ウのいずれかの取組を行うとともにエの取組を行った場合

ア 里親や地域ボランティアを行う者が集う場又は多くの人が集まる商業施設等に出向いての説明会や登録会の開催(少なくとも年2回以上)

イ 就業者向けの夜間の説明会や無料託児付き説明会の開催(少なくとも年2回以上)

ウ 会員以外も参加可能な交流会の開催や SNS 等を活用した周

(5) ~ (6) (略)

知・広報 (少なくとも年2回以上)

エ (1) ①アとして実施する新規会員の募集とは別に、現在在籍している依頼会員 (退会した者も含む) について、提供会員となりうる者の掘り起こしや登録の働きかけ

② ①に該当する場合であって、提供会員が前年度と比較して下記に示す人数又は割合以上に増加した場合

なお、当該年度から新たに事業を開始する市町村については対象外とし、翌年度以降に申請可能とする。

※ 提供会員数の増加等に応じた加算申請要件

前年度の提供会員数に応じて、以下で示す増加人数又は増加割合に達していること。(依頼会員を計上することは不可。)

提供会員数 (前年度値)	増加人数・割合
19 人以下	+ 2 人以上
20~99 人	+ 1 割以上
100 人~199 人	
200 人以上	+20 人以上

(5) 提供会員の定着促進

相互援助活動を行う際の不安の解消を図り、提供会員として継続的に活動してもらうため、提供会員となって間もない者や活動件数が少ない者等を対象に、アドバイザーやサブ・リーダーなどによる面談を実施するなど相談体制を構築した場合、別途加算の対象とする。

(7) 性被害防止対策

性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合、別途加算の対象とする。

4～別添2 (略)

(6) 地域子育て支援拠点等との連携

提供会員の確保の促進や、安心してこどもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点や児童館等（以下、「拠点等」という。）におけるこどもの預かりの実施等について拠点等との調整を行い、以下の取組を行った場合に、別途加算の対象とする。

- ア 提供会員による拠点等でのこどもの預かりの促進、及び拠点等でこどもの預かりを実施している場合の巡回等による見守り支援
- イ 拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ
- ウ 拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等の実施

(新規)

4 留意事項

- (1) 事業に従事する者は、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。また、会員に対して、相互援助活動によって知り得た会員又はその家族の個人情報を他人に漏らさないよう周知を図ること。
- (2) 活動中に事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日付こ成安第36号、5教参学第39号通知）」に従い、必要に応じて速やかに国へ報

告すること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

安全チェックリスト

別添 1

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょう。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いていますか。
8. ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。

	<p>11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしていませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。 <input type="checkbox"/></p> <p>12. こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。 <input type="checkbox"/></p> <p>13. こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。 <input type="checkbox"/></p> <p>14. こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。 <input type="checkbox"/></p> <p>15. ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。 <input type="checkbox"/></p>
--	--

ファミリー・サポート・センター事業における
事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

(2) こどもの転倒事故

提供会員は、こどもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車にこどもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満のこどもについては、チャイルドシートを使用すること。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているの

で、提供会員は預かり中のこどもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故はこどもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、こどもから目を離さないで、こどもの動きに対応できるように留意すること。

(4) 自転車による事故

こどもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、こどもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、こどもの手の届かないところに配置すること。

令和6年10月からの児童手当の抜本的拡充に伴って、新たに支給対象となった方等に対する申請勧奨の徹底を依頼するものです。

事務連絡
令和7年2月28日

各 都道府県民生主管部（局） 児童手当担当課（部） 御中

こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室

児童手当の抜本的拡充に伴い新たに支給対象等となる者に対する申請勧奨の徹底について（周知依頼）

児童手当に係る事務につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年10月から児童手当を抜本的に拡充したことに伴い、新たに児童手当の支給対象となる者及び新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる者の申請については、申請者の申請手続や市区町村の事務処理にかかる負担軽減の観点から、令和7年3月末までに申請することにより、令和6年10月分に遡って支給することができる申請猶予期間を設けています。（参考：別添Q & A）

当該申請猶予期間が残り1ヶ月となっていることから、本来、児童手当を受給することができる方が、申請漏れにより受給できないということにならないよう、各都道府県におかれましては、管内市区町村へ本事務連絡を周知いただき、未申請者に対する積極的な申請勧奨にご協力いただくようお願いいたします。

（参考）

別添 児童手当の抜本的拡充に係るQ & A集（6月14日時点版） 問1－3

（照会先）
こども家庭庁成育局成育環境課
児童手当管理室指導係
TEL：03-6861-0225
E-mail：jidouteate.shidou@cfa.go.jp

児童手当の抜本的拡充に係るQ & A集（6月14日時点版）（抜粋）

問1-3 改正法においては、どのような経過措置を設定しているのか。

（答）

- 受給者・申請者の申請や市区町村の事務処理の負担軽減のため、改正法において以下の表に掲げる者について所要の経過措置を設けています。

	具体的に想定されるパターン
改正法の施行により新たに受給資格が生じる者	①受給資格者が改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外である者
	②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している者
	③新たに施設入所等児童となる者がいる者
改正法の施行により受給額が増加する現行受給者	④一定の所得以上で特例給付を受けている者
	⑤-1 支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している者
	⑤-2 支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している者
	⑥現行でも多子加算を受けている者 （⑧に該当する場合を除く。）
	⑦新たに多子加算を受けることとなる者 （⑧に該当する場合を除く。）
	⑧新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる者
	⑨既に施設等受給資格者である者で、その委託等されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる者

【申請猶予の経過措置】

- 改正法の施行により、
- ・ 新たに受給資格が生じる者のうち、
 - ①改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外である者
 - ②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している者
 - ③新たに施設入所等児童となる者がいる者
 - ・ 受給額が増加する現行受給者のうち、
 - ⑨既に施設等受給資格者である者で、その委託等されている児童のうちに、高校生年代の児童がいる者

については、施行日時点において支給要件を満たすかどうかの確認が必要であることから、本人による認定申請（⑨については額改定申請）をしていただきます。その際、認定申請漏れを防ぐため、改正法附則第13条第5項及び第6項において令

和7年3月31日までの申請猶予期間を設け、この間に申請をした場合は、令和6年10月分から拡充後の児童手当を支給することとします。

これらの者については、市区町村において、公簿等の情報に基づき対象者を特定した上で申請の勧奨をお願いします。なお、施設等受給資格者への申請勧奨の方法の詳細（都道府県と市区町村の役割分担等）については、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童手当法の一部改正に伴う施設入所等児童に係る児童手当の支給事務等について（令和6年6月12日こ成環第197号、こ支家第348号、社援発0614第19号、障発0613第3号）」をご参照ください。

【額改定みなしの経過措置】

- 受給額が増加する以下の現行受給者
 - ④一定の所得以上で特例給付を受けている者
 - ⑤—1 現行の受給資格において支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している者
 - ⑤—2 現行の受給資格において支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している者
 - ⑥現行でも多子加算を受けている者で⑧以外の者
 - ⑦新たに多子加算を受けることとなる者で⑧以外の者
 - ⑧新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる者

については、公簿等の情報に基づいて職権による額改定が可能であることから、改正法附則第13条第3項及び第4項において施行日である令和6年10月1日において額改定が行われたものとみなす旨の規定を設けています。

その上で、

⑤—2に該当する者については、令和7年3月31日までに当該高校生年代の児童に係る額改定申請を、

⑧に該当する者については、令和7年3月31日までに、令和6年10月1日時点において監護に相当する世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていること（以下「監護相当・生計費の負担」という。）がわかる書類（監護相当・生計費の負担についての確認書）の提出を

していただくこととし、その書類の確認をもって附則第13条第4項に定める改正後算定額の算定を行い、令和6年10月分から支給することとします。

※ したがって、抜本的拡充後の初回支給月となる令和6年12月の支払処理までに監護相当・生計費の負担についての確認書の提出がない者（市区町村が18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子を把握できない者を含む。）については、当該子を考慮せずに算定した額で支払を行うこととなります。令和6年12月の定期払いや令和7年2月の定期払いを行った後に、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出があり、監護相当・生計費の負担が確認できた場合には、当該子を考慮して算定した額と既に実施した定期払いによる支給額との差額分を支給することとなります。

- なお、附則第 13 条第 3 項及び第 4 項により額改定が行われたとみなすことにより、支給区分の変更（④の場合）や額改定（④以外の場合）の処分を行うこととなりますので、本人に対する通知が必要となります。

【その他の経過措置】

- 改正法による改正後の規定により支給認定が行われるのは、令和 6 年 10 月分以後の児童手当からであり、同年 9 月分以前の児童手当又は特例給付の支給については改正前の規定により判定することとなります（改正法附則第 13 条第 1 項）。
- また、改正法の施行の際に現にされている特例給付の認定請求は、児童手当の認定請求とみなして処理することとなります（改正法附則第 13 条第 2 項）。

公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン

目次

1. 本ガイドラインの目的	2
2. 児童手当法上の公務員の範囲	2
2-1. 国家公務員の範囲	2
(1) 常時勤務に服することを要する国家公務員	2
(2) 政令で定める国家公務員	3
(3) 国家公務員の範囲に含まれない者	3
2-2. 地方公務員の範囲	4
(1) 常時勤務に服することを要する地方公務員	4
(2) 政令で定める地方公務員	4
(3) 地方公務員の範囲に含まれない者	5
3. 支給主体が変更となる場合における基本的な手続	5
(1) 住所地の市町村から児童手当を受給している者が公務員となる場合	5
(2) 児童手当の受給者である職員が退職する場合（公務員間の異動を除く。）	6
(3) 児童手当の受給者である職員が所属庁を異にして異動する場合	6
4. 要注意事例及び望ましい対応	7
(1) 非常勤職員（国家公務員）、会計年度任用職員（地方公務員）の取扱い	7
(2) 2か月以内の期間を定めて使用される者等の取扱い	7
関連リンク	7

1. 本ガイドラインの目的

児童手当（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）附則第 2 条の給付（特例給付）を含む。以下同じ。）の認定及び支給事務は、原則として市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っているが、公務員である一般受給者については、法第 17 条の規定により、勤務先である所属庁が認定及び支給事務を行っている。

公務員の採用、異動、退職等により公務員に係る児童手当の支給主体が変更となった場合には、改めて受給資格者による変更後の支給主体に対する認定請求手続が必要であり、この手続が遅れた場合には、原則としてその期間の児童手当は支給されないことから、所属庁においては、職員が遺漏なく手続できるよう、児童手当制度の定期的な周知や個別の申請勧奨など、日頃から積極的な取組みを行っていただく必要がある。

本ガイドラインは、そのような所属庁の取組みに資するよう、児童手当制度における公務員の範囲や公務員の採用、異動、退職等に伴い必要となる事務処理の考え方を示すことを目的としたものであり、各所属庁におかれては、本ガイドラインを参考に、引き続き児童手当の適正な支給に向けて取り組んでいただきたい。

なお、児童手当の支給要件や支給額等の情報については、関連リンク（こども家庭庁 HP）を参照されたい。

2. 児童手当法上の公務員の範囲

法第 17 条に規定する公務員の範囲は、(a) 国家公務員又は地方公務員としての身分を有している者であって、かつ、(b) 国または地方公共団体が使用者としての立場から、共済組合の長期給付に充てるための負担金（厚生年金保険等の被用者年金制度における保険料等）を負担している者となる。

2—1. 国家公務員の範囲

(a) の国家公務員とは、常時勤務に服することを要する国家公務員及び児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「政令」という。）で定める国家公務員をいい、具体的には下記（1）及び（2）のとおりである。

（1）常時勤務に服することを要する国家公務員

正規の勤務時間により勤務し、正規の給与制度、特に俸給表の適用があり、その他身分保障が認められ、かつ、特別な服務規律に服する一般職の職員及び特別職の職員

※ 警察庁の所属職員及び警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定

する地方警務官を含む。

(2) 政令で定める国家公務員

- ① 休職又は停職の処分を受けた者（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条及び第 82 条）
- ② 国際機関等に派遣された者（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項）
- ③ 育児休業をしている又は育児短時間勤務職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 22 条）
- ④ 自己啓発等休業をしている者（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項）
- ⑤ 配偶者同行休業をしている者（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）第 2 条第 4 項）
- ⑥ 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律等で指定する宮内庁のその他の職員、裁判官及びその他の裁判所職員、国会職員並びに防衛省の職員（国家公務員法第 2 条第 3 項第 10 号、第 13 号、第 14 号及び第 16 号）で、①から⑤までに掲げる者に準ずるもの
- ⑦ 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者
- ⑧ ①から⑦までに掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、財務大臣の定めるところにより、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※ 国内居住要件等については別途確認が必要であることに留意。

(3) 国家公務員の範囲に含まれない者

- 行政執行法人に勤務する者
- 国家公務員共済組合に使用される者で、その運営規則で定めるもの（国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 125 条）
- 国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者で、その運営規則で定めるもの（国家公務員共済組合法第 126 条）
- 職員団体又は労働組合の事務に専ら従事する国家公務員（国家公務員法第

108 条の 6 第 1 項及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 7 条第 1 項）

- 民間企業への交流派遣職員（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 7 条第 1 項及び第 15 条）
- 法科大学院へ派遣された国家公務員（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 17 条）
- 弁護士職務従事職員（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成 16 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条）

2—2. 地方公務員の範囲

(a) の地方公務員とは、常時勤務に服することを要する地方公務員及び政令で定める地方公務員をいい、具体的には下記（1）及び（2）のとおりである。

（1）常時勤務に服することを要する地方公務員

- ・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に定める一般職の職員
- ・ 地方公務員法第 3 条第 3 項に定める特別職の職員であって、常時勤務に服することを要する者（知事、副知事若しくは出納長又は市町村長、助役若しくは収入役等）

※ 「常時勤務に服することを要する国家公務員」の項目を参照。

※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する一部事務組合及び広域連合の職員も含まれる。

（2）政令で定める地方公務員

- ① 休職又は停職の処分を受けた者（地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 1 項）
- ② 大学院修学休業をしている者（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項）
- ③ 自己啓発等休業をしている者（地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項）
- ④ 配偶者同行休業をしている者（地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項）
- ⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣された者（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項）
- ⑥ 育児休業をしている又は育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関

する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 17 条)

- ⑦ 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※ 国内居住要件等については別途確認が必要であることに留意。

(3) 地方公務員の範囲に含まれない者

- 警察庁の所属職員及び警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官
- 特定地方独立行政法人に勤務する者
- 地方公務員共済組合の役員及びこれらの共済組合に使用され、これらの共済組合から給与を受ける者で、主務省令で定めるもの(地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)第 141 条第 1 項)
- 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の役員及びこれらの連合会に使用され、これらの連合会から給与を受ける者で、主務省令で定めるもの(地方公務員等共済組合法第 141 条第 2 項)
- 職員団体又は労働組合の事務に専ら従事する地方公務員(地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 6 条第 5 項及び附則第 5 項)
- 公益的法人等に派遣された地方公務員(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 2 条第 1 項)

3. 支給主体が変更となる場合における基本的な手続

(1) 住所地の市町村から児童手当を受給している者が公務員となる場合

住所地の市町村から児童手当を受給している者が新たに公務員となる場合、当該者から住所地の市町村に対して受給事由消滅届(児童手当法施行規則(昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。)様式第 10 号。以下「消滅届」という。)を提出するとともに、所属庁へ認定請求書(規則様式第 2 号)を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

所属庁においては、その職員への聞き取りや、認定請求書に住所地の市町村における受給の有無及び消滅届の提出状況に係る項目を追加することなどにより、住所地の市町

村における従前の受給状況を把握した上で、消滅届が未提出の場合には、速やかに、当該職員に対して消滅届の市町村への提出を促すことが基本となる。

また、当該職員について支給認定したことについて、別途、所属庁から当該市町村へ情報提供いただくことが望ましい（※）。

（※）令和 4 年 6 月以降は、現況届の提出を省略することができるようになったことから、受給者から消滅届の提出がないと、市町村が二重支給を長期にわたり把握できず、多額の返還が必要となる可能性がある。

（2）児童手当の受給者である職員が退職する場合（公務員間の異動を除く。）

公務員である児童手当の受給者が退職する場合には、当該者から退職前の所属庁に対して消滅届を提出するとともに、住所地の市町村へ認定請求書を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

所属庁においては、受給事由の消滅を確認し、速やかに受給資格消滅通知を交付する必要がある（規則第 10 条及び「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「事務処理ガイドライン」という。）別添様式第 12 号）。なお、職員から消滅届の提出がない場合であっても、職員の退職日等を把握できるときは職権で支給事由消滅処分を行うことが可能である（事務処理ガイドライン第 22 条）。

また、住所地の市町村へ速やかに認定請求する必要がある旨を、こども家庭庁が示している文書例を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知することが望ましい。

なお、所属庁においては、支給事由消滅事由の発生した日の属する月（退職日の属する月）の分まで児童手当を支給することとなる。

（3）児童手当の受給者である職員が所属庁を異にして異動する場合

公務員である児童手当の受給者が異動により所属庁が変わる場合には、当該受給者から異動元の所属庁に対して消滅届を提出するとともに、異動先の所属庁へ認定請求書を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

従来の所属庁における支給事由消滅処分については、（2）参照。

なお、異動元の所属庁においては、支給事由消滅事由の発生した日の属する月（退職日の属する月）の分まで支給することとなるが、例外として、月初の異動は下記の取扱いとなる。

- A 所属庁に勤務する職員が 4 月 1 日付で B 所属庁に異動した場合は、A 所属庁において 3 月分まで支給し、B 所属庁が 4 月分から支給する。
- 3 月 31 日に国家公務員でなくなり、その年の 4 月 1 日付で地方公務員に採用され

た職員については、退職前の所属庁において 3 月分まで支給し、採用先の所属庁が 4 月分から支給する。

4. 要注意事例及び望ましい対応

(1) 非常勤職員（国家公務員）、会計年度任用職員（地方公務員）の取扱い

国家公務員の非常勤職員（政令で定める国家公務員⑧）及び地方公務員の会計年度任用職員（政令で定める地方公務員⑦）については、採用された時点では住所地の市町村から児童手当を受給するが、共済組合に加入して長期給付が適用されると支給元が所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて認定請求を行う必要がある。

通常の人事異動の時期と異なるため、職員にとっては、勤務先や業務内容が変わらず、手続の必要性を認識することが困難なケースも考えられることから、所属庁においては、日頃の制度周知に加え、長期給付の適用手続を行うタイミングで、児童手当の認定請求について職員へ勧奨を行っていただくことが望ましい。

※ 所属庁における周知・案内が不十分であったことにより児童手当の受給に空白期間が生じた場合には、当該不十分な周知・案内を理由として、審査請求等につながり得ることに留意すること。

(2) 2 か月以内の期間を定めて使用される者等の取扱い

令和 4 年 10 月 1 日以後に職員となった者であって、国に 2 か月以内の期間を定めて使用される者、地方公共団体に臨時的任用職員として、又は 2 か月以内の期間を定めて使用される者は、長期給付が適用されないことから、当該者の児童手当は、住所地の市町村長が支給することとなるため、留意すること。

関連リンク

- 児童手当制度の概要（こども家庭庁 HP）

<http://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/gaiyou>

- 児童手当制度のご案内（こども家庭庁 HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai/>

児童手当についての重要なお知らせ

公務員を退職する方へ

公務員の方が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、当月内に住所地の市区町村に新たに児童手当の支給申請を行う必要があります！

児童手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されるため、申請が遅れると、その期間分は不支給となります。公務員である児童手当受給者が退職・出向等により公務員でなくなる場合には、退職日（異動日）の当月内に住所地の市区町村へ児童手当の支給申請を行う必要があります。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の児童手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

- ※ ただし、異動日（退職日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給がされます。ご不明の点があれば、住所地の市区町村にお尋ねください。
- ※ 民間企業に勤務する場合のほか、独立行政法人（特定地方独立行政法人や、統計センター、国立公文書館等の行政執行法人を含む）、国立大学法人等の、子ども・子育て拠出金の納付義務を負う団体の職員になる場合も含みます。